

住宅用防犯カメラの適正運用に関する誓約書

- 1 私又は同一世帯に属する者は、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていません。
- 2 私又は同一世帯に属する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。また、市長が必要と認める場合には、警察に照会することに同意します。
- 3 私は、地方税法の規定による本市の市税の滞納はありません。また、世帯状況及び私の市税の納付状況について、関係する担当課に照会することに同意します。
- 4 私は、羽生市から要綱第8条に規定する補助金の交付の決定が行われるまでは、住宅用防犯カメラを購入し、及び設置工事（契約を含む、）に着手しません。
- 5 補助金の額は、申請時における交付決定額以内の額であることに同意します。
- 6 撮影したデータ及び撮影したデータから知り得た情報は、犯罪抑止の目的以外では使用せず、他人のプライバシーを侵害することのないようにします。また、次の場合は、情報提供に応じます。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- 7 設置する住宅用防犯カメラは、転売、譲渡等を目的としたものではありません。
- 8 住宅用防犯カメラの設置及び運用に関して、苦情や問合せを受けた場合は、誠実かつ迅速に対応し、紛争が生じたときには、責任をもって解決します。
- 9 羽生市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを遵守します。

(宛先)

羽生市長

年 月 日

氏名（署名） _____